

## 平成28年度 市民参加実施予定・実施状況一覧

平成28年5月23日 現在

| 整理<br>番号 | 政策等の名称                                 | 内容  | 市民参加の実施方法    | 実施予定時期          | 担当課 |
|----------|--|---|--------------|-----------------|-----|
|          | 市民参加条例の区分                              |   |              |                 |     |
| 1        | 2017推進計画の作成                            | 第5次総合計画における基本計画に掲げた施策を効果的に実施するため、平成29年度から平成31年度までの具体的な事業や活動を年次的に示した2017推進計画を策定する。   | 総合計画推進委員会    | 28年4月～<br>29年3月 | 企画課 |
|          |  |   | きたひろしま市民会議   | 28年10月          |     |
|          |  |   | パブリックコメント    | 28年12月          |     |
|          | (1)市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 |   |              |                 |     |
| 2        | 公共施設等総合管理計画の作成                         | 公共施設等の老朽化や少子高齢化が進むなか、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、新たなニーズや地域の特性にあった公共施設等の適正配置を進めるための公共施設等総合管理計画を策定する。  | パブリックコメント    | 28年4月           | 企画課 |
|          |  |   | 市民説明会        | 28年5月           |     |
|          |  |   |              |                 |     |
|          | (1)市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 |   |              |                 |     |
| 3        | 市民交流広場の整備                              | 市民交流広場の整備について意見を聴取する。   | 市民交流広場市民会議   | 28年4月～7月        | 企画課 |
|          |  |   |              |                 |     |
|          |  |   |              |                 |     |
|          | (8)公共施設の設置に係る計画の策定、変更又は廃止              |   |              |                 |     |
| 4        | 地域公共交通網形成計画の作成                         | 公共交通の現状と課題を踏まえ、将来を見据えた持続性のある公共交通のあり方や方向性を明確にし、本市にとって望ましい公共交通網の形成に向けた計画を策定する。計画の策定主体は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、市、公共交通利用者(市民)、公共交通事業者、道路管理者などで構成する協議会となる。 | 地域公共交通活性化協議会 | 29年1月～3月        | 企画課 |
|          |  |   |              |                 |     |
|          |  |   |              |                 |     |
|          | (8)公共施設の設置に係る計画の策定、変更又は廃止              |   |              |                 |     |
| 5        | 平成29年度当初予算の作成                          | 平成29年度の予算作成にあたり、各担当部局からの予算要求段階における新規事業(新たに取組もうとする事業など)の内容についてパブリックコメントを実施する。  | パブリックコメント    | 28年12月          | 財政課 |
|          |  |   |              |                 |     |
|          |  |   |              |                 |     |
|          | (12)当初予算の作成                            |   |              |                 |     |

## 平成28年度 市民参加実施予定・実施状況一覧

平成28年5月23日 現在

| 整理番号 | 政策等の名称                                  | 内容   | 市民参加の実施方法   | 実施予定時期     | 担当課      |
|------|---|--|-------------|------------|----------|
|      | 市民参加条例の区分                               |  |             |            |          |
| 6    | 市役所新庁舎多目的室の利用時間、利用料金等を定める条例及び規則の制定      | 市役所新庁舎に設置する多目的室の利用時間、利用料金等を定める。なお、新たな条例等を制定するか、地区住民センター条例等の改正とするかは、現在検討中。  | パブリックコメント   | 28年12月     | 総務課      |
|      | (9) 公共施設の利用方法について定める条例及び規則の制定、改正又は廃止    |  |             |            |          |
| 7    | 地域防災計画と水防計画の見直し                         | 北海道の想定地震の見直しによる本市の地震被害想定の変更及び北海道開発局による避難勧告等の判断基準となる河川の設定水位の変更等を踏まえ、地域防災計画及び水防計画の見直しを行う。  | パブリックコメント   | 28年7月      | 防災・庁舎建設課 |
|      | (1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 |  | 防災会議        | 28年8月      |          |
| 8    | 第10次北広島市交通安全計画の作成                       | 第10次交通安全計画は、第9次交通安全計画が平成27年度をもって計画期間が終了することに伴い、平成28年度から平成32年度までの5年間に講ずべき交通安全に関する施策を定める。  | 交通安全計画策定懇話会 | 28年10月～11月 | 市民課      |
|      | (1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 |  | パブリックコメント   | 29年1月～2月   |          |
| 9    | 事業系一般廃棄物・産業廃棄物処理手数料の改定                  | 廃棄物処理経費の収支が悪化しており、家庭系一般廃棄物を平成20年度に有料化しているものの、受益者負担の均衡が崩れている。平成27年度に開催したクリーン北広島推進審議会の答申において、値上げを前提とした見直しをすることとされたことから、条例を改正し、手数料を値上げする。 | パブリックコメント   | 28年7月      | 環境課      |
|      | (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止        |  |             |            |          |
| 10   | 食育推進計画(第2次)の作成                          | 現食育推進計画が平成28年度に計画期間終了となることに伴い、平成29年度を初年度とする食育推進計画(第2次)を策定する。   | 食育推進懇談会     | 28年7月～3月   | 健康推進課    |
|      | (1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 |  | アンケート       | 28年7月      |          |
|      |   |  | パブリックコメント   | 28年12月     |          |

## 平成28年度 市民参加実施予定・実施状況一覧

平成28年5月23日 現在

| 整理番号 | 政策等の名称                                     | 内容  | 市民参加の実施方法 | 実施予定時期   | 担当課    |
|------|--|---|-----------|----------|--------|
|      | 市民参加条例の区分                                  |   |           |          |        |
| 11   | 東の里遊水地利活用基本計画の作成                           | 平成23年3月に策定した北広島市東の里地区遊水地利活用計画で示された利活用区分(ゾーニング)を具体化し、利活用の基本計画を策定する。  | アンケート     | 28年7月    | 庶務課    |
|      | (8) 公共施設の設置に係る計画の策定、変更又は廃止                 |   |           |          |        |
| 12   | 建築物エネルギー消費性能向上計画及びエネルギー消費性能の認定申請手数料徴収条例の制定 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の公布により、建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物のエネルギー消費性能に係る認定制度が実施されることに伴い、手数料条例の制定等の手続きが必要となったことから、審査、認定作業に要する所定の手数料を徴収するために手数料徴収条例を制定する。                        | パブリックコメント | 28年7月    | 建築課    |
|      | (6) 分担金、使用料及び手数料の徴収について定める条例の制定、改正又は廃止     |   |           |          |        |
| 13   | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料徴収条例の一部改正                | 長期優良住宅法の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の改正及び長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準の一部を改正する告示の改正に基づき、長期優良住宅(増改築)の認定制度が可能となり、手数料条例の改正等の手続きが必要となったことから、審査、認定作業に要する所定の手数料を徴収するために手数料徴収条例を改正する。 | パブリックコメント | 28年7月    | 建築課    |
|      | (6) 分担金、使用料及び手数料の徴収について定める条例の制定、改正又は廃止     |   |           |          |        |
| 14   | 商工業振興基本計画の見直し                              | 商工業振興基本計画は、10年間の計画期間の中で、必要に応じて中間年で見直すこととなっている。基本計画の見直しについて、北広島市商工業振興審議会に諮問を行い、答申を踏まえた見直し案を作成した後にパブリックコメントを実施し、最終的な計画の見直しを行う。  | 商工業振興審議会  | 28年4月～5月 | 商工業振興課 |
|      | (1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更    |   | パブリックコメント | 28年6月    |        |
| 15   | 消費生活センター条例の制定                              | 平成26年6月に消費者安全法の改正により自治体が消費生活相談等の事務を行うために消費生活相談センターを設置する場合にはその組織・運営に関する事項等について条例で定めることが義務付けられたことから、消費生活センター条例を制定する。  | パブリックコメント | 28年4月    | 商工業振興課 |
|      | (2) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止           |   |           |          |        |

## 平成28年度 市民参加実施予定・実施状況一覧

平成28年5月23日 現在

| 整理<br>番号 | 政策等の名称                                  | 内容  | 市民参加の実施方法                | 実施予定時期           | 担当課      |
|----------|---|---|--------------------------|------------------|----------|
|          | 市民参加条例の区分                               |   |                          |                  |          |
| 16       | 下水道事業財政計画の作成                            | 下水道事業は、下水道使用料と市の一般会計からの繰入金などによる適正な費用負担によって経営が維持されている。このため、将来予測を行ったうえ計画的に事業を進める必要があることから平成29～30年度の下水道事業経営の基本的計画となる財政計画を策定する。 | 下水道事業審議会                 | 28年11月～<br>29年1月 | 下水道課     |
|          |   |   | パブリックコメント                | 29年1月            |          |
|          |   |   |                          |                  |          |
|          | (1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 |   |                          |                  |          |
| 17       | 下水道条例の一部改正                              | 生ごみを破碎し下水道に流化させる装置であるディスポーザーの設置可否などについては、各下水道事業の判断に委ねられているが、北広島市ではこれまで定めがないことからその取扱いについて下水道条例に規定する。                         | パブリックコメント                | 28年7月            | 下水道課     |
|          |   |   |                          |                  |          |
|          |   |   |                          |                  |          |
|          | (3) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限する条例の制定、改正又は廃止   |   |                          |                  |          |
| 18       | 学校給食公会計化に関する条例及び規則の制定                   | 学校給食費の予算及び決算処理に関する透明性の向上を図り、保護者負担の公平性を確保するとともに教職員の給食費収納に関する事務負担の軽減を図るため、現在、私会計で運営している学校給食費を公会計に移行するため、条例及び規則を制定する。          | 小学校給食運営委員会<br>中学校給食運営委員会 | 28年5月            | 学校給食センター |
|          |   |   | パブリックコメント                | 28年6月            |          |
|          |   |   |                          |                  |          |
|          | (7) 市民生活に重大な影響を及ぼすと市の機関が認める制度の導入、変更又は廃止 |   |                          |                  |          |